

市有自動車売却要領

1 件名「市有自動車売却その１、その２、その３」

2 売却する自動車

件 名	車 種	年式・型式	乗車定員	原動機型式	走行距離
市有自動車売却 その１	トヨタ W キャブトラック	平成１１年９月 KK-XZU372	６人	S05C	324,469 km (メーター表示)
市有自動車売却 その２	日野 メルファ	平成２７年２月 SDG-RR7JJCA	３０人	J07E	182,976 km (メーター表示)
市有自動車売却 その３	三菱 ふそう	平成６年１０月 U-FM618H 改	３人	6D17	90,559 km (メーター表示)

※ 現状渡しとし、売却後の使用を保証するものではありません。

※ 運搬費等はすべて落札者負担とする。

※ 譲渡証明書等の必要書類は、代金納付確認後に発行する。

3 売却方法 一般競争入札

4 売却する車両の開示期間及び開示場所

- (1) 期 間 令和７年１０月３１日（金）～令和７年１１月５日（水）
午前１０時～午後３時 ※事前連絡必須
- (2) 場 所 苫小牧市道路管理事務所（苫小牧市糸井 402-4）

- 5 受付期間及び場所 (1) 期 間 令和７年１０月３１日（金）～令和７年１１月５日（水）
- (2) 場 所 苫小牧市財政部管財課車両担当（市役所６階）

- 6 入札日時及び場所 (1) 日 時 令和７年１１月２０日（木） 午前１１時００分
- (2) 場 所 市役所北庁舎２階２２会議室
※委任状等の書類のチェックがありますので、１０分前にはご参集下さい。

- 7 入札参加者 入札参加者は、原則として入札の申込者に限ります。やむを得ず代理人が出席する場合は、申込者の委任状を持参してください。この場合において、１人で２人以上の入札申込者の代理人になることはできません。また、入札申込者自身が、他の代理人になることはできません。

8 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上に相当する金額を口座振替で納付しなければなりません。令和7年11月19日の午後3時00分までに「電信扱い」にて下記の苫小牧市指定口座にお振込みください。

〈金融機関名〉 苫小牧信用金庫本店

〈預金種別〉 普通預金

〈口座番号〉 713700

〈口座名義人〉 苫小牧市

また、入札日当日に「入札保証金提出書」及び「口座振替依頼書」を提出してください。

(2) 入札保証金の返還

入札保証金を契約保証金の一部に充当します。なお、落札者以外の入札者には入札保証金を返還いたします。返還手続は「口座振替依頼書」に記載された口座に入金します。入金まで2週間程度の日数を要しますのでご承知おください。

(3) 入札保証金の帰属

落札者が次の各号の一以上に該当するときは、入札保証金は市に帰属するものとします。

ア 落札を取り消したとき。

イ 所定の期間内に契約を結ばなかったとき。

ウ 入札につき不正の行為があったとき。

エ その他この入札に係る一般競争入札実施要領、苫小牧市契約に関する規則に定めた入札条件に違反したとき。

※ ただし、次の事項に該当する者は入札保証金の納付を免除いたします。

① 本市物品購入等競争入札参加資格登録名簿に登録されている者

② 落札と同時に現金即納する者。

③ 過去3年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする内容の契約を1回以上締結したことがある者。

9 入札参加資格

(1) 個人及び法人。

(2) 次の事項に該当する者は入札者になることはできません。

① 市担当課職員。

② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人・被保佐人・未成年者）及び破産者で復権を得ない者。

③ 苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている者で指名停止期間中の者。

④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

(3) 消費税及び地方消費税の納税証明書の提出。(コピー可、法人及び個人事業主のみ)

- ・消費税及び地方消費税について、本店等の住所地(納税地)を所轄する税務署が発行する「未納税額なし」の納税証明書(書面)を提出してください。電子納税証明書は認めません。
- ・課税事業者、免税事業者の別に関わらず提出が必要です。
- ・法人の納税証明書の種類は、その3(未納の税額がないこと)又はその3の3(「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと)です。
- ・個人事業主の納税証明書の種類は、その3の2(「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと)です。
- ・申請日以前3か月以内に発行されたもの。

※消費税納税証明書はオンライン請求ができます。

自宅等のパソコン・スマートフォン等からインターネットで交付請求し、税務署窓口で証明書を受け取ることができます。窓口での待ち時間が短縮され、手数料も安価となります。オンライン請求に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)又はe-Tax(www.e-tax.nta.go.jp/)を御覧ください。

(4) 市税納付状況調査同意書の提出。(法人・個人で苫小牧市からの課税がある場合のみ)

- ・納税証明書の代わりに、市税納付状況調査同意書を提出していただきます。
- ・苫小牧市から課税されている全税目(市民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、軽自動車税及び国民健康保険税)について、申請期間中に滞納無状況を確認させていただきます。

(5) 暴力団排除に関する誓約書の提出。

誓約書は暴力団排除のため、苫小牧警察署に照会をします。その結果、同署より排除要請がなされた場合、入札参加を認めず所定の排除措置をとりますので、ご了承ください。

※提出日において、本市物品購入等競争入札参加資格登録名簿に登録されている者については、上記(3)から(5)の書類の提出を免除する。

- | | | |
|-----|--------|--|
| 1 0 | 入札の無効 | 苫小牧市契約に関する規則第54条に該当する入札は無効になります。 |
| 1 1 | 買受人の決定 | 市の予定価格以上の最高価格をもって落札価格とし、その者を買受人とします。最高価格が同額の場合は抽選といたします。 |
| 1 2 | 契約の締結等 | <p>(1) 落札者は、<u>令和7年11月27日(木)</u>まで(落札決定の日の翌日から起算して7日以内)に契約を締結するものとします。</p> <p>(2) 契約締結と同時に落札金額の<u>100分の10以上</u>の契約保証金を納付するものとします。なお、契約保証金と売買代金を一括で納付することも可能です。</p> <p>(3) 入札時に納付していただいた入札保証金は契約保証金の一部に充当します。</p> <p>(4) 落札者が契約を履行しないときは契約保証金の返還はいたしません。</p> <p>(5) 契約保証金には、利息は付しません。</p> |

(6) 契約書に貼付する収入印紙は購入者の負担となりますので、契約締結時までにご用意いただくこととなります。

〈契約書貼付の収入印紙の額〉※参考（令和 9 年 3 月 31 日まで）

契約金額が

50 万円以下のもの	200 円
50 万円を超え 100 万円以下のもの	500 円
100 万円を超え 500 万円以下のもの	1 千円
500 万円を超え 1 千万円以下のもの	5 千円

※ ただし、次の事項に該当する者は契約保証金の納付を免除いたします。

- ① 落札と同時に現金即納する者。
- ② 過去 3 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする内容の契約を 1 回以上締結したことがある者。

※ また、次の事項に該当する場合は契約書の作成を省略いたします。

- ① 落札金額が 80 万円以下の場合。
- ② 落札と同時に現金即納する場合。

1 3 売買代金の支払方法等

- (1) 契約日の翌日から起算して 30 日以内に契約保証金を差し引いた売買代金の総額を納付しなければなりません。
- (2) 納付期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除します。この場合、契約保証金は返還いたしません。
- (3) 売買代金は、別途発行する納付書により納付していただきます。

1 4 その他

- (1) 落札者には、譲渡書等をお渡しいたします。
- (2) 落札者は、速やかに車両の引取及び名義変更（使用する場合）を行うこと。（落札者負担）
- (3) 落札者は車両引き取り後、速やかに市章等を消してください。
※後日、写真等の確認できるものを提出してください。
- (4) 不明な点等は、苫小牧市財政部管財課車両担当にお問い合わせください。

電話 0144-32-6235（直通） 担当：松平・中村